

相 続 証 明 書

① 令和〇年〇月〇日

大 阪 市 長 様

②
證明者 北 三郎
北区扇町2-1-27
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて、
その代表者の氏名)

中央 四郎
中央区久太郎町1-2-27
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて、
その代表者の氏名)

③次のとおり、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、
第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者
について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

④ 都島 次郎
都島区中野町5-15-21

⑤ 2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、
第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を
承継した者の氏名及び住所

福島 太郎
福島区吉野3-17-23

3 相続開始の年月日

⑥ 令和〇年〇月〇日

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 証明者は、2人以上とすること。

①届出年月日

◇相続証明が行われた年月日を記入する。

②証明者

証明者は、2人以上とする。

◇法人の場合：その名称、本社所在地及び代表者の職氏名を記載する。

◇個人の場合：工場・事業場の所在地及び事業者の氏名を記載する。

③根拠法令の訂正

次の届出をした特定事業者についての相続

◇公害防止管理者と代理者の場合

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

◇公害防止主任管理者と代理者までの場合

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

◇公害防止統括者と代理者までの場合（訂正なし）

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

参考) 下記の法令は次の者の届出義務を規定している。

第3条第3項…公害防止統括者・公害防止統括者の代理者

第4条第3項…公害防止管理者

第5条第3項…公害防止主任管理者

第6条第2項…公害防止管理者の代理者・公害防止主任管理者の代理者

④被相続人の氏名及び住所

被相続人（相続前の所有者）の氏名及び住所を記入する。

⑤根拠法令の訂正と特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

③と同様に根拠法令を訂正し、特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所を記入する。

⑥相続開始の年月日

相続が行われた年月日を記入する。